

令和6年能登半島地震に係る保育関係の災害対応について

令和6年1月12日付事務連絡

「令和6年能登半島地震に係る保育関係の災害対応について（周知）（別添3）」

<イメージ図>



- 災害により臨時休園を行った場合等においても、教育・保育の提供体制を維持するため、通常どおり給付費を支給（1月12日事務連絡）

- 在籍する保育所等を利用できなくなっている場合に、居住地の市町村に所在する別の保育所等を利用することや居住地の市町村以外に所在する保育所等を一時的に利用することが考えられる（1月12日事務連絡）
- その際、転園手続をすることなく、被災保育所等の籍を残したまま利用が可能（1月12日事務連絡）
- 一時預かり事業（災害特例型）により、施設型給付等相当額を支給することを検討中（1月12日事務連絡）
- 利用定員を超過して受け入れが可能（1月2日事務連絡）
- 設備運営基準について、園児の処遇に著しい影響がない範囲内で、基準以下となっても差し支えない（1月2日事務連絡）

保育料の取扱いについて

- 被害を受けた者の保育所等の利用料について、市町村の判断で、減免ができること（減免した部分は国と地方の補助割合に従い、園に対して補助）（1月2日事務連絡）
- 利用者負担の減免による被災自治体の負担を軽減するとともに、自治体ごとの財政力により減免措置に差が生じないように、別途、国による財政支援を行うことを検討中（1月12日事務連絡）

令和6年能登半島地震に係る保育関係の災害対応について（周知）

令和6年1月16日付事務連絡

「令和6年能登半島地震に係る保育関係の災害対応について（周知）（その2）（二次避難等を受け入れる市町村における対応について）」（抜粋）

1. 二次避難等を受け入れる市町村において求められる対応について

○ 令和6年能登半島地震及びこれに伴う災害により被災された保護者等については、今後、被災市町村から二次避難等することが想定されます。その際、二次避難等先での円滑な教育・保育の提供が行われるよう、**被災保護者等から一時的な保育所等の利用の相談があった避難先市町村におかれては、下記の対応を行っていただき、柔軟な教育・保育の提供について特別の御配慮をいただきますようお願いいたします。**

① **被災保護者等より避難先市町村に相談があった場合には、避難先市町村の保育担当部局が窓口となり、利用可能な保育所等の紹介、受け入れ先の調整等、被災保護者等の支援を行っていただくようお願いいたします。**

② **また、相談があった場合に円滑に紹介できるよう、利用可能な保育所等のリスト化などの御準備をお願いいたします。**

③ **保育所等から受け入れに係る相談があった場合には、受け入れ方法等について協議を行い、受け入れが可能となるよう、積極的な御支援をお願いいたします。**

○ なお、その際、**在籍する保育所等の再開までの一時的な利用や被災の状況等を踏まえた別の保育所等の一時的な利用として、転園手続は不要**です。

○ **その他、保育所等に在籍していない子どもについても、一時預かり事業の利用が可能となるよう、円滑な利用に係る積極的な御支援**をお願いいたします。

2. 財政措置について

○ 「令和6年能登半島地震に係る保育関係の災害対応について（周知）」（令和6年1月12日付けこども家庭庁成育局保育政策課事務連絡）でお示したとおり、記1の対応における財政措置について、過去の大規模災害の際には、「一時預かり事業（災害特例型）」を設け、下記の対応を行っているところ、今般の令和6年能登半島地震においても同様の対応を行うことを検討しており、詳細は今後改めてお知らせいたします。

・ 被災市町村の居住者が、これまで利用していた保育所等に在籍したまま、一時的に別の保育所等を利用する場合に、当該保育所等の利用については、「一時預かり事業（災害特例型）」の枠組を活用して、通常の特定教育・保育等の提供があった場合と同額の財政支援を行うこととし、一時的な受け入れ先の保育所等が所在する市町村において施設型給付等相当額（利用者負担額を差し引かない額）を支給し、また、一時的な利用の開始時に遡って財政支援を行うこと

・ また、主として保育所等に在籍していない児童について、保護者が復旧活動等を行うために一時預かりを利用した場合は、利用者負担の徴収を前提としない補助基準額による補助を行い、また、利用開始時に遡って支援を行うこと

2次避難を検討されている 0～5歳の子どもをお持ちの皆様へ

2次避難先の市町村では、転園手続きをとることなく、保育所や認定こども園等を利用できます。

- 避難元の市町村で利用していた保育所等が再開した際には、避難元に戻って利用することもできます。
- 2次避難先での保育所等の利用に当たっては、利用料負担が生じないこととしています。
- 被災前に保育所等を利用していなかった方であっても、一時的又は短時間のこどもの預かりとして2次避難先の保育所等での一時預かり事業をご利用できます。

2次避難先の市町村の保育関係の行政窓口にご相談ください。

- 2次避難先の市町村にどのような保育所等があるかは、「ここdeサーチ」で検索することもできます。

※避難先での具体的な保育所等の利用については、ぜひ2次避難先の市町村にご相談ください。

「ここdeサーチ」について

知りたい地域の保育所や認定こども園等の情報を、お住まいの地域や最寄り駅などから検索することができます。施設の詳細が地図情報とあわせて閲覧できます。

<https://www.wam.go.jp/kokodesearch/ANN010100E00.do>



令和6年能登半島地震に関するこども家庭庁からのお知らせ

<https://www.cfa.go.jp/23d4d14b-12f4-439a-9b22-64671504c7c9/>

